

---

議案第 37 号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認  
について

議案第 38 号 白老町の字の区域の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第 19、議案第 37 号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について、議案第 38 号 白老町の字の区域の変更について、以上 2 議案を一括議題に供します。

提案の説明を求めます。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 初めに議案第 37 号でございます。白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について。

地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により本町の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

1、場所、白老郡白老町字萩野 58 番 1、58 番 2、59 番 2、59 番 1、60 番、61 番、62 番、地先、公有水面埋立地。

2、面積、3 万 3,985.31 平方メートル。

次に 2 ページ、議案説明でございます。地方港湾白老港建設に伴う公有水面埋め立てにより新たに生じた土地について地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき確認の議決を求めるものでございます。

次のページの図面をご覧願います。今回確認の議決を求めますのは第 3 商港区の斜線で表示している部分でございます。これによりまして白老町の公表行政面積は従前より 0.03 平方キロメートルふえまして 425.78 平方キロメートルとなるものでございます。

続きまして議案第 38 号でございます。議案第 38 号 白老町の字の区域の変更について。

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により本町の字の区域を次のとおり変更する。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

1、 字の名称、字萩野。

2、変更する字の区域、（1）編入する公有水面埋立地、白老郡白老町字萩野 58 番 1、58 番 2、59 番 2、59 番 1、60 番、61 番、62 番地先公有水面埋立地。（2）、面積 3 万 3,985.31 平方メートル。

次のページ、2 ページ、議案説明でございます。本件につきましては前号議案でご説明いたしました地方港湾白老港建設に伴い新たに生じた公有水面埋立地を白老町字萩野に編入するため、地方自治

法第 260 条第 1 項の規定に基づき字の区域の変更の議決を求めるものでございます。図面につきましては先ほどご説明した内容と同様でございますので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君）　　ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第 37 号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について、議案第 38 号 白老町の字の区域の変更についてを一括採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　　全員賛成。

よって議案第 37 号及び議案第 38 号は原案のとおり可決されました。